

日本國憲法施行に伴う警察制度改革
に關する件

(昭和三十三
年三月三十一日
閣議決定)

警察制度改革については、次の第一「改革の方針」によることとするが、本議案には取敢えず次の第二「暫定措置」に於いて法制的措置を講ずることとし、警察官の定員の増加と改革の方策とについて聯合閣員總司令部の認可を懇請する。

第一 改革の方針

警察制度改革の要點を、民主化と機能の強化におき、次のような改革目標を確立する。

- 一、警察の所管する事務の中、警察行政に直接關係のない事項は速やかに他の官廳又は地方自治團體に委譲する。
- 二、警察は、法律の規定するところに従い、治安の維持・生命・財産の保護及び犯罪の豫防檢査に専念する。
- 三、警察官の犯罪捜査の權限及び限界を明らかにする。

四 警察官の素質を向上し、これに近代的民主主義的技術及び方法を命得させる。

五 警察官の身分を安定し、その行政に政派的影響を與えないようにする。

六 警察の施設を充實し、技術を改善する。

七 警察運営の近代化及び民主化をはかる。

八 警察行政は原則として地方公共団体にこれを行わせ、中央政府は、その組織・運営等について必要な基準を定めて、その活動の統一をはかり、必要な指揮を行うこととする。

九 重大な犯罪・重要な警備等國家的利害關係ある事項及び國家的規模を有する事項を所管し及び地方公共団体の警察活動の綜合・連絡・調整をはかることを目的とする國家警察を創設する。

國家警察は中央本部のほか、全國必要の地に地區本部を設け、

その長の身分を安定せしめて、内閣と連命を共にせず、その活動に政派的利害をもたらないような措置を講ずる。

一〇 右の改革案を實施するため、警察官の定員を總員十三万五千名に増員する。

第二 憲法改正に伴う警察制度暫定措置

警察制度の改革を、今直ちに實施することは、警察自体に混亂をもたらすばかりでなく、中央及び地方制度の諸般の改革の円滑な推移を阻害するおそれがあるの下、當分の間、次のような措置を行う。

一 地方における警察行政の地域的單位は、現状のまま道府縣の區域とし、當分の間、その行政警察は公認された知事にこれを行わせるが、警察事務に關する指揮、監督及び幹部の任免は内務大臣に於て處理することとし、その經費は國及びその道府縣の運営支辨とする。

二、警視廳は現状のままとする。

三、消防は、なるべく早い機会に警察から分離させるが、當分はなお従來の例による。

四、將來、創設される國家警察の人員、施設等の整備に直ちに着手する。

五、地方公共団体の警察の創設のための準備を行う。

終極目標

警察のあり方

水上保安廳案と水上警察の關係に對する主任ミールス大佐の談話要旨

此の談話は去る三月十八日プレミアム大佐に提出した首題に關する常省の意見書に對し主任者としての所見を述べる爲めに三月二十四日武藤公安第一課長がミールス大佐に招かれた際のものであるし随伴官水事務官・中川事務官・白畑浦譯官

一、先H提出せられた意見書を見たが水上警察がコーストガードに吸収されるかの如く誤解されてゐる。だから當方の考へ方を説明しておく。

各地を觀察して見ると日本の現状は船は壊れて沈んだまゝにされて居り燈臺やワイの設備又は船舶の碇泊の指令等が港により區々少しも統一されず此の状況は恰度米國が獨立した時の混亂時代に似て居り日本は百五十年滯れてゐると云へる。米國ではこれに對するため、密貿易による弊害